

都道府県勤務環境改善担当者 殿

厚生労働省医政局医事課医師等働き方改革推進室

医療勤務環境改善支援に向けた年次活動計画の策定等について(依頼)

医療機関の勤務環境改善に向けた取組につきましては、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

各都道府県に設置された医療勤務環境改善支援センター（以下「支援センター」という。）では、地域の関係団体などと連携し、総合的、専門的に医療機関の勤務環境改善に向けた取組を支援していただいているところですが、医師の働き方改革に関連して、令和3年5月に成立した「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第49号。）により、医療法等の一部が改正され、本年4月1日から、特定労務管理対象機関の労働時間短縮の取組に関する事項や追加的健康確保措置に関する事項等が施行されました。

これに伴い、支援センターが担う役割や留意事項等については「「医療従事者の勤務環境の改善等に関する事項の施行について」の一部改正について（令和6年4月1日付厚生労働省医政局医事課長通知）」（以下「通知」という。）でお示しさせていただいたところですが、各都道府県が主体となって支援センター及びアドバイザーと連携してより効果的に医療機関に対する支援を行うためには、各都道府県と支援センターの連携状況、運営体制、支援の実施状況等について自己チェックを実施し、その結果を踏まえて年次活動計画等に盛り込むなど、各都道府県が自らの取組の状況を確認しながら、不十分な可能性がある部分に重点的に取り組むことが望ましいと考えられます。

このため、令和5年度厚生労働省委託事業「医療従事者勤務環境改善のための助言及び調査業務」において、支援センターの活動内容に係る自己チェックリストを作成しましたので、ご活用いただくとともに、その結果を踏まえて下記を参考に適切に年次活動計画に盛り込んでいただくようお願いいたします。

なお、ご不明の点等につきましては、担当宛てにお問い合わせ願います。

<担当>

厚生労働省医政局医事課課長補佐 瀬部（内線 4416）
医師等医療従事者働き方改革推進室
医療勤務環境改善調整官 高橋（内線:4409）
代表 03-5253-1111、直通 03-3595-2189、FAX 03-3501-2048

記

1 自己チェックリストの作成と活用

- 令和6年4月から医師への時間外・休日労働時間の上限規制の適用が開始され、今後も医師の働き方改革をはじめとした医療機関の勤務環境改善の取組をさらに推進する必要があります。このような中、医療機関の取組に対する都道府県や支援センターの支援力を高めていくため、改めてこれまでの支援の取組の中で得られた成功事例等の経験も踏まえながら、全国の支援センターで共通して必要と考えられる取組や、令和6年4月以降の取り組むべき内容を整理し、基本的な事項を自己チェックリストとしてまとめました。
- これにより、各都道府県や支援センターの活動内容や在り方について必要に応じて見直しを行っていただき、今後の支援センターに求められる役割等に則した支援業務につなげることを目的としております。
- 実際の自己チェックの際には、都道府県の勤務環境改善担当者のほか、必要に応じてその他の関係者(労働局、医療労務管理支援事業受託者、スーパーバイザーなど)が同席してチェックを実施することを想定しています。
- また、各都道府県の自己チェック結果については、厚生労働省で収集の上で、各チェック項目の取組状況等の全体の傾向を分析し、その結果をフィードバックすることを予定しています。各都道府県において、他の都道府県の取組状況等の全体的な傾向を把握していただき、自都道府県で取組を進める上での指標として活用いただくことを予定しています。

2 年次活動計画の策定

- これまで、各都道府県及び支援センターは、医療機関における勤務環境改善に向けた様々な取組を支援してきていただいたところですが、今後は、医師の働き方改革の取組を含めて、医療機関の勤務環境改善に向けた支援を関係団体とも連携しながらより一層円滑に実施していただく必要があります。

このため、年次活動計画の策定に関して改めまして以下の取組をお願いします。

- ・ 通知にお示しした新しい要素を含めて、「医療勤務環境改善支援に向けた年次活動計画の策定等について(依頼)(平成26年6月27日付医政局総務課事務連絡)でお示しした様式を参考にした年次活動計画を策定いただきたいこと。
- ・ 支援センターの運営協議会等の場を活用して、開催地域の関係者(都道府県医師会、看護協会、病院団体、大学病院、社会保険労務士会、医業経営コンサルタント協会、都道府県労働局その他地域の実情に応じた関係機関)との連携体制を構築していただき、この場で年次活動計画の策定や実施に関する協議を行うなど適切に連携していただきたいこと。

併せて、年次活動計画の実施に際しての各関係者間での役割分担や取組ごとの実施時期等についても必要な協議を実施いただきたいこと。

- ・ 運営協議会のほかに実務者による連絡調整会議等を設け、都道府県の主体的な関与のもとで、WEB等も活用しつつ概ね月1回程度の頻度で開催していただくことをお願いしていますが、当該会議も活用しながら年次活動計画の進捗状況等を確認していただきたいこと。

3 策定した年次活動計画の提出等

- 各都道府県で策定いただいた年次計画については、策定後、地域の関係者間で共有していただくこととなりますが、策定した年次活動計画や自己チェックの結果については、厚生労働省にも提出していただきたいと考えております。詳細は別途ご連絡させていただきます。